

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 2 号

令和 3 年 1 月 5 日

福岡拘置所長

「通信教育実施細則」の制定について
標記について、別添のとおり定め、即日施行します。
なお、令和元年 5 月 30 日付け達示第 40 号「「通信教育実施細則」の制定につ
いて」は、廃止します。

通信教育実施細則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成 17 年法律第 50 号)、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」(平成 18 年法務省令第 57 号)及び訓令・通達の定めによるもののほか、余暇時間帯における通信教育を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第 2 条 通信教育の実施は、企画部門(指導)が所管する。実施担当者は、首席矯正処遇官(企画担当)(以下「企画首席」という。)が指名した職員とする。

(対象者)

第 3 条 対象者は、当所自営作業就業受刑者とする。

(種類)

第 4 条 当所において受講できる通信教育は、以下のとおりとする。

- (1) 費用の全部又は一部を国庫の負担とする通信教育(以下「公費通信教育」という。)
- (2) 費用の全部を自弁(作業報奨金を含む。)により負担する通信教育(以下「私費通信教育」という。)

第 2 章 公費通信教育

(選定手続)

第 5 条 受講生の選定に係る手続は、以下のとおりとする。

- (1) 実施担当者は、「通信教育受講者の募集について」(別紙 1)を各工場・居室棟に回付し、受講希望者の有無を調査する。
- (2) 各工場・居室棟担当職員は、受け持ちの自営作業就業受刑者に対し、受講希望の有無を確認し、受講を希望する者については、企画首席宛てに願箋を提出させる。
- (3) 実施担当者は、受講希望者から出された願箋を取りまとめ、処遇審査会に付議して受講者を選定する。

(選定基準)

第 6 条 処遇審査会においては、受講希望者の中から、次の各号全てに該当する者

を受講者として選定する。

- (1) 刑執行開始時指導を終了した者
- (2) 当該講座内容を履修できると見込まれる学力を有している者
- (3) 改善更生の意欲がある者
- (4) 行状が良好で、優遇区分第3類以上の処遇を受けている者
- (5) 出所後の社会生活において、受講をすることが本人の改善更生及び円滑な社会復帰に資すると判断される者
- (6) 当該講座所定の履修期間以上の残刑期を有する者

(実施手続)

第7条 実施担当者は、受講者が選定された後、次の事務手続を行う。

- (1) 受講に当たり、「誓約書」(別紙2)を提出させる。
- (2) 通信教育で使用する教材・器具等を配布し、使用方法について指導する。
- (3) 講座レポートの提出締切りについて告知し、受講が適正に行われるよう適宜指導する。

(受講の一時停止及び取消し)

第8条 受講者の受講態度が著しく不良であって、受講に適さないと認められたときは、処遇審査会に付議して受講の取消しをすることができる。

2 次の各号に該当したときは、その受講を一時停止させることができる。一時停止した場合は、統括矯正処遇官(指導担当)又はその代理者は、その旨を本人に告知するものとする。

- (1) 閉居罰を執行されたとき
- (2) 休養したとき
- (3) その他受講を継続することについて処遇上支障があると判断されたとき

(教材等)

第9条 受講に当たっての教材等の所持、使用については次のとおりとする。

- (1) 通信教育実施団体等から送付される教材等は、原則として受講期間中貸与し、受講期間終了後に返還させる。
- (2) 前項以外の教材等の使用、所持については、受講者に願箋を提出させ、内容に応じて判断することとする。
- (3) 使用、所持が認められた教材等には、「所持許可証」(別紙3)を貼付する。
- (4) 受講期間終了後、受講者が引き続き教材等の使用を希望した場合は、願箋を提出させた上で、教材等を受講者に譲渡することができる。

(記録)

第10条 実施担当者は、講座レポートの発受信及び教材等の取扱いについて、「通信教育受講カード」(別紙4)に記録する。

(修了証の交付)

第11条 受講修了証書が送付された際は受講者に交付するものとする。

第3章 私費通信教育

(選定手続)

第12条 受講生の選定に係る手続は、以下のとおりとする。

- (1) 私費通信教育の受講を希望する者は、企画首席宛てに願箋を提出させる。
- (2) 実施担当者は、受験希望者から出された願箋を取りまとめ、処遇審査会に付議して受講の可否を決定する。

(選定基準)

第13条 処遇審査会においては、下記の基準をもとに受講の可否を決定する。

- (1) 刑執行開始時指導を終了した者
- (2) 受講料を自弁できる者

(受講の一時停止)

第14条 次の各号に該当したときは、その受講を一時停止させることができる。一時停止した場合は、統括矯正処遇官(指導担当)又はその代理者は、その旨を本人に告知するものとする。

- (1) 閉居罰を執行されたとき
- (2) 休養したとき
- (3) その他受講を継続することについて処遇上支障があると判断されたとき

別紙 1

年 月 日

担当各位

首席矯正処遇官（企画担当）

公費による通信教育講座受講者の募集について

標記について、下記要領により募集しますので、受け持ちの自営作業就業受刑者につき、受講希望の有無を確認し、本用紙を提出願います。

また、受講希望者がいた場合は、一般願せんに記入させ、あわせて提出して下さい。

なお、受講希望者が多数の場合は、処遇審査会で審査の上決定します。

記

1 講座名「講座」

2 募集人員 名

3 通信教育受講期間 月

4 受講資格

(1) 本年 月 日現在で、残執行刑期が 月以上で勉学意欲が旺盛な者。

(2) 講座内容を履修できると見込まれる学力を有し、行状良好な者（優遇区分第3類以上の処遇を受けている者）

5 募集締切日 年 月 日（ ）

担当記入欄

希望者 ① 有 ② 無 工場・居室（ ）

称呼番号	姓	称呼番号	姓

※対象は、自営作業就業受刑者のみとなります。

誓約書

福岡拘置所長 殿

私は、公費通信教育受講にあたり、下記事項を守ることを誓約いたします。

記

- 1 行状を慎み、学業に励みます。
- 2 受講に関する職員の指示・指導に従います。
- 3 通信教育のため許可された物品を、通信教育以外の目的に使用いたしません。
- 4 定められた受講期間内に修了させます。

年 月 日

工場・居室 _____

称呼番号 _____ 番

氏名 _____

別紙 3

所持許可品目一覧		
企画部門（指導）		
	品 目	数量
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		

別紙 4

通信教育受講カード

講座名			
称呼番号		工場名	
氏名		学生証番号	
開始日		終了日	

レポート発受信の記録

レポート名	送付年月日	返送年月日	点数	講評

教材等貸与・返納の記録

教材名	貸与年月日	返納年月日	備考

備考

--